

部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第一条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○平成29年1月27日付

人口・社会統計部会（労働力調査関係）

専門委員	川口 大司	（東京大学大学院経済学研究科教授）
専門委員	勇上 和史	（神戸大学大学院経済学研究科准教授）